

編入生の教科書配布について

シンガポール日本人学校

文部科学省の定める「在外日本人子女への教科書無償給与」のルールに従い、シンガポール日本人学校では、新しく編入する児童・生徒への編入時の教科書給与は行っておりません。

編入生は、各児童生徒の来歴に応じて、下記の方法で教科書を受領してください。

【日本からの編入学の場合】

必ず日本出国前に「海外子女教育振興財団」で教科書を受領の上、来星してください。(http://www.joes.org.jp)

教科書を受領せずに出国してしまった場合は、在シンガポール日本大使館へ「教科書追加送付申請」を行って教科書を日本から送付してもらうことになります。その場合、教科書は無償ですが、送料・手数料の負担が必要になります。

※国内の学校で配布された「私たちの道徳」は日本人学校でも使用しますので、必ずお持ち下さい。

【第3国からの編入学の場合】

旧滞在地で教科書を受領の上、シンガポールへお越しください。ただし、教科書受領時期にすでに来星しており、旧滞在地での教科書受領ができない場合は、在シンガポール日本大使館へ「教科書追加送付申請」を行って教科書を受け取るようになります。シンガポール日本人学校事務局までご相談ください。

【シンガポール国内のインター・ローカル校からの編入学の場合】

「シンガポールにおける在留児童生徒への教科書無償給与」(注1)の時期(前期分4月～、後期分9月～)にシンガポール日本人学校(小学部クレメンティ事務局、中学部事務室)にて受領した教科書を、編入後に使用してください。

ただし、教科書無償配布は「当該学年」「一人一冊」が原則となります。過年度に未受領の場合、および紛失した場合の無償再配布は行っておりません。

〈過年度未受領の場合〉

編入後に学校で使用する教科書に不足が生じることがあります。例えば、「ほけん」(3年～6年)の教科書は2学年で1冊の教科書になり、2年4年6年時に使用する教科書は前年度に配布されます。

不足がある場合は、保護者の責任で「海外子女教育振興財団」を通じて有償で教科書を依頼してください。

注1) シンガポールにおける在留児童生徒への教科書無償配布のルール

在外日本人子女への教科書配布は、毎年在外公館が国へ報告する「在外日本人子女数」にもとづいて、国が教科書を購入し、各地の在外公館に送付し、在留する児童生徒に無償で給与されます。

シンガポールにおいては、シンガポール日本人学校が在シンガポール日本大使館からの委託を受ける形で、以下の条件を満たす在留児童生徒に教科書無償配布を行っております。

1. 日本国籍を持つ児童・生徒であること。
2. 当該教科書の配布が日本で始まるより以前に、日本からシンガポールに移ってきていること。
3. 教科書の当該学年であること。

編入生の方も、次期配布分からシンガポールでの教科書無償給与対象者になり、日本人学校で教科書を配布されます。